

開催期日 令和5年12月15日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和5年12月15日 午後1時30分
閉 会 令和5年12月15日 午後2時39分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見の決定について
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第9号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者9名・欠席者3名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和5年第12回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

どうも改めましてこんにちは。第12回中島村農業委員会総会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今年1年が過ぎようとしています、光陰矢の如しということで、本当にあっという間に過ぎてしまったように感じられます。皆さんには色々な諸案件に対しまして、ご協力とご支援いただきまして誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。来年も今年同様よろしくお願い致します。

さて、今回の案件でございますが、9件でございます。どうぞ慎重審議をよろしくお願い申し上げまして、大変簡単ですが挨拶とさせていただきます。本日は大変苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、5番水野谷一男農業委員、1番小林均農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第16号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第1号受付番号第16号につきまして、12月9日に、譲渡人・●●●●●さん、譲受人・●●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、また、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第1号受付番号第16号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に、現地についても12月9日に確認いたしました問題はなく、また、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている小室推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第2号受付番号第3号につきまして、12月8日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

事務局

本日欠席されている宮本農業委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第2号受付番号第3号につきまして、小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また小室推進委員の報告と同様に、現地についても12月8日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第51号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第3号受付番号第51号につきまして、12月9日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第3号受付番号第51号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に、現地についても12月9日に確認いたしました問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号及び議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第4号及び議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号及び議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第52号及び議案第5号受付番号第53号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第4号受付番号第52号及び議案第5号受付番号第53号につきまして、12月10日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまゝ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第4号受付番号第52号及び議案第5号受付番号第53号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また吉田推進委員と同様に、現地についても12月10日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまゝ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号及び議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第6号から議案第9号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第6号から議案第9号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号から議案第9号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第6号受付番号第54号から議案第9号受付番号第57号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている小室推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第6号受付番号第54号から議案第9号受付番号第57号につきまして、12月8日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

事務局

本日欠席されている宮本農業委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第6号受付番号第54号から議案第9号受付番号第57号につきまして、小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また小室推進委員と同様に、現地についても12月8日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第6号から議案第9号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、1月15日（月）に生涯学習センター輝
ら里で行う。

二点目 令和5年度先進地研修について（案）

三点目 農地の貸付に関する相談について

四点目 農業委員会手帳・農業者年金加入推進資材の配布について

五点目 タブレット端末の操作練習を実施

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時

令和5年12月15日 午後2時39分